平成２７年（フ）第２１号
島根県松江市玉湯町林1664番地２
債務者　福間　一久
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４号
松江市西川津町1545番地２
債務者　秋田　元
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６号
島根県安来市安来町1623番地１
債務者　小笹　吾郎
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８号
兵庫県宝塚市中山五月台７丁目２番1202号
債務者　江見　昌彦
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―1411号
債務者　越後　誠一
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０８号
兵庫県西宮市若草町２丁目５番15―212号
債務者　吉村　孝子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０９号
兵庫県西宮市若草町２丁目５番15―212号
債務者　吉村　高広
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５６号
北九州市八幡西区鷹見台１丁目２番６号101号
債務者　黒木　洋一
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８４号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番22―204号
債務者　橋本こと　金　晃子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８８号
北九州市八幡西区真名子１丁目10番12―101号
債務者　木山　強
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９３号
神戸市兵庫区水木通２丁目２番20号　ジャンティ神戸402号
債務者　内田　史子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８５３号
愛知県東海市名和町南三ケ月47番地
債務者　中鶴　正幸
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８５４号
愛知県東海市名和町南三ケ月47番地
債務者　中鶴　智恵
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７８号
北九州市八幡西区相生町10番10―203号
債務者　西　比都美
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６３号
北九州市門司区寺内１丁目21番１―103号
債務者　渡邊　賢治
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４０号
青森市大字石江字岡部16番地17　田村荘１号
債務者　野崎　広
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
広島県福山市地吹町６番８号
債務者　三谷　寿邦
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係